

知財法務の勘所Q & A（第55回）

欧州委員会による技術開発カルテル認定の衝撃

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 北村 健一

監修 弁護士 矢上 浄子

弁護士 清水 亘

Q1 本件の概要を教えてください。

A1 本件は、欧州委員会が、2021年7月、ドイツの自動車メーカーである、ダイムラー、BMW、フォルクスワーゲン（VW）（同グループ内のアウディ、ポルシェ含む。）による、排出ガス浄化装置の開発におけるカルテルを認定した事件です。結果として、VWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロという多額の制裁金が課されました。

欧州委員会は、2021年7月、ダイムラー、BMW、VW（同グループ内のアウディ、ポルシェ含む。）による、排出ガス浄化装置の開発におけるカルテルを認定し、VWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロの制裁金が課されました¹。

これらの自動車メーカーは、ディーゼルエンジンの排出ガスに含まれる有害な窒素酸化物を削減する「SCRシステム」の開発において、2009年6月から2014年10月までの間、排出ガスに注入する尿素水のタンクの容量及びその補充の間隔について合意し、また消費される尿素量の平均値などに関し機微情報を交換していたとされています。

欧州委員会は、メーカー各社が、法令上の窒素酸化物の排出基準値よりも優れた浄化性能の開発が技術的には可能だったにもかかわらず、上記の合意によって競争が制限されたとして、同行為がEU機能条約第101条1項(b)及びEEA協定第53条1項(b)に違反すると判断しました。

なお、ダイムラーとVWグループは、欧州委員会に対し情報提供することと引き換えに制裁金の減免を受けることができるリニエンシーを申請し、最初に通報したダイムラーは制裁金の全額、調査に協力したVWグループは制裁金の45%をそれぞれ免除されました。また、メーカー各社がカルテルへの参加及び違反行為を認めたことによって、それぞれ10%の減額が適用され、最終的にVWグループには5億236万ユーロ、BMWには3億7,283万ユーロの制裁金がそれぞれ課されることとなりました。

現在、韓国及び中国においても、この件について、カルテルの有無に関する調査が行われているとのことです。

¹ https://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/case_details.cfm?proc_code=1_AT_40178